



第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)の最終案について

(↓千葉の海パッケージデザイン: 「万祝」 アレンジ柄)



1 計画の策定について

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」 「外房の碧」)

○ 千葉県廃棄物処理計画について

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により、県内における廃棄物の発生量及び処理量の見込み、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項等に関して県が定めるもの。
- ・ 現計画である第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和3～7年度)が令和7年度に終期を迎えることから、令和7年度中に次期計画である第11次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和8～12年度)を策定する。

○ 千葉県食品ロス削減推進計画について

- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条の規定により、食品ロスの削減の推進に関する事項について廃棄物処理計画と調和を保ちながら、県が定めるもの。
- ・ 第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和3～7年度)を食品ロス削減推進計画として位置づけていることから、廃棄物処理計画と同様に令和7年度中に次期計画(計画期間:令和8～12年度)を策定する。

なお、平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても引き続き位置付けるが、同計画は令和8年度に新計画を策定予定であるため、策定後は現計画を新計画に統合する予定である。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」 「千葉の空色」)

1 計画の策定について

○ 千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)での審議

- ・ 両計画の策定に当たっては、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定により、千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)の意見を聴いた上で、策定する。

○ 策定までのスケジュール

時 期	内 容
令和7年 8月1日(金)	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 骨子案の審議
11月10日(月)	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 素案の審議
12月~1月	パブリックコメント(PC)の実施・市町村等への意見聴取
令和8年 2月4日(水)	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 PC等を踏まえた最終案の審議
3月下旬	計画策定・公表

2 第2回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
森委員	<p>【素案52ページなど】「(1)3R等の取組による循環経済への移行の推進」について 循環経済とは、ビジネスの在り方を変えるものだと思っている。事業者も具体的な事例がないと取り組みにくい。県内事業者の優良事例を紹介するなど、広報が必要ではないか。</p>	<p>循環経済につながる取組として、市原市が県内事業者と連携して進めているケミカルリサイクル事業について、コラムとして最終案67ページに掲載しています。 また、最終案58ページ及び67ページ「市町村や排出事業者と再資源化事業者等とのマッチング支援」の取組に、事業者の優良事例を情報提供し、動静脈連携を促進していくことを追記しました。</p>
森委員	<p>【素案68ページ】「グリーン購入の推進」について グリーン購入は基準値1と2があり、より環境に配慮した基準値1の製品等の調達を進めていくことを、計画に記載するか、内部で議論していただきたい。 また、県有施設において、基準値1の製品等を調達した事例があれば、施設利用者に分かるようにアピールすることで、県民への普及啓発にもつながると考える。</p>	<p>国では、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定め、令和7年1月28日の変更閣議決定を受けて、特定調達品目において基準値1の製品の調達を積極的に推進しているところです。 千葉県では、毎年度策定する環境配慮物品調達方針において、国の基本方針の考え方に準ずることとしており、基準値1の製品の調達を引き続き積極的に推進してまいります。 また、県の機関において基準値1の製品等を調達した場合には、県民への普及啓発のため、必要に応じて公表・掲示などを検討してまいります。</p>
森委員	<p>【素案72ページ】「循環経済の理解促進」について 循環経済はなかなか理解しにくい難しい概念であるため、小学生よりも高校生を対象に、県立高校と連携して理解促進を図ることを検討していただきたい。</p>	<p>環境学習の支援事業を行っているため、当該事業の一つとして取り組めるか検討させていただきます。</p>

2 第2回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
森委員	<p>【素案73～75ページ】「ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」について 施設を設置した市町村の周辺住民からすると、よそのごみが来て、車両の通行も増えるため、住民の理解が必要。周辺住民への配慮や丁寧な説明が必要であり、県には、市町村間の情報共有や、情報共有の後押しをお願いしたい。</p>	<p>長期広域化計画の策定時や策定後の協議会等を通じて、施設周辺の住民の理解が得られるよう、関係市町村と連携して取り組んでまいります。</p>
岩楯委員	<p>【素案59ページなど】「(1)-2食品ロスの削減」について 発生した食品ロスについて、肥料化や飼料化にも適さないものは、メタン発酵を行うなどの記載を盛り込めないか。</p>	<p>最終案63ページ「未利用食品の有効活用や再生利用の推進」の取組に、メタン発酵などの再生利用を促進していくことを追記しました。</p>
岡山部会長	<p>【素案3ページ】「1.2策定方針」について 「循環経済の移行に向けて」という表現が同一ページに3つ出てくる。「循環経済への移行に向けた資源循環の強化」を「循環型社会の更なる拡大に向けた資源循環の強化」などの表現に修正してはどうか。</p>	<p>御指摘の箇所について、「循環型社会の更なる拡大に向けた資源循環の強化」に修正しました。</p>
岡山部会長	<p>【素案3ページ】図1-2-1について ①表題が「循環経済の移行に向けた資源の循環的利用のイメージ」となっているが、「循環型社会のイメージ」などで良いのではないか。 ②「点線」や「矢印の先細り」などでリデュースを表現しているが、どのような取組がリデュースにつながるか例示を加えると良い。リユースやリサイクルの例示も同様にあると良い。生産から消費のリデュースが分かりにくい、例えば、ペットボトルの厚みが薄くなったことを加えると良い。</p>	<p>①図1-2-1の表題を「循環型社会の拡大に向けた資源の循環的利用のイメージ」に修正しました。 ②御指摘を踏まえ、修正・追記しました。</p>

2 第2回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
岡山部会長	<p>【素案10ページ】循環経済に関するコラムについて</p> <p>①1行目を「循環型社会形成推進基本法」に修正してほしい。</p> <p>②7行目を「EUで概念が登場し、」と修正してほしい。</p> <p>③拡大生産者責任について、触れていただきたい。</p> <p>④取組の実例について、リデュース、リユースの順番になるように、上2つの項目を入れ替えてほしい。また、3Rのどれに該当するか分かるようにした上で、2Rの事例を増やしてほしい。</p>	御指摘を踏まえ、修正・追記しました。
藤倉委員	<p>【素案41ページ】「(3)プラスチック等資源の循環利用」について</p> <p>プラスチックそのものの使用削減も重要であるが、触れられていないように感じる。</p>	プラスチックそのものの使用削減を図っていく必要があることを追記しました。
藤倉委員	<p>【素案69ページ】「プラスチック資源の積極的利用に向けた国への提案・要望」について</p> <p>再生プラスチックなどを積極的に利用するとの趣旨の記載だと思うが、プラスチックを積極的に利用していくと読めてしまう。例えば、「再生プラスチック資源」のような記載にしてはどうか。</p>	<p>「再生プラスチック」に修正しました。</p> <p>なお、御指摘の箇所以外でも、再資源化されたプラスチックを意味する部分は「再生プラスチック」に修正しました。</p>
藤倉委員	<p>【素案全般】使い捨てプラスチックについて</p> <p>使い捨てプラスチックとワンウェイプラスチックという表現が混在している。「ワンウェイ」よりも「使い捨て」の方が一般的に分かりやすいと思う。</p>	「使い捨てプラスチック」に表現を統一し、「ワンウェイプラスチック」の表現を残す必要のある箇所については、「ワンウェイ(使い捨て)プラスチック」に修正しました。

2 第2回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に対する県の回答

委員	意見	県の回答
中村委員	<p>【素案52ページ】「分別排出の徹底」について 県内14市町村において、資源ごみの分別促進アプリを導入しており、何曜日に出せるかなどが住んでいる地域にカスタマイズでき、便利である。未導入の市町村に、アプリの紹介を行ってはどうか。</p>	<p>市町村等に、今年度の研修会や講習会などでごみ分別促進アプリに関する事例紹介を行いました。 今後も、県民の分別意識の向上につながる取組を市町村等に情報提供してまいります。 また、最終案52ページ「分別排出の徹底」の取組に、ごみ分別促進アプリを導入している市町村があることを追記しました。</p>
中村委員	<p>【素案71～72ページ】「(1)-7環境学習等の推進」について NPOとして出前授業などを行っているが、取組が広がるためには、学校側の熱意や理解が必要だと感じている。県から市町村に対し、学校への市民団体の受入れを後押ししてもらえないか。</p>	<p>環境学習の機会の創出が大切だと考えており、NPO・企業等から環境学習の講師を派遣する制度について学校などへの働きかけを行っていますので、引き続き同制度の活用を推進してまいります。</p>

3 市町村等への意見聴取及びパブリックコメントの結果

○ 概要

- ・ 廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に基づき、市町村及び関係一部事務組合に意見聴取を行った。
- ・ また、県民等から意見を聴くため、意見募集(パブリックコメント)を行った。
- ・ 意見を踏まえ、2点修正を行った。

○ 結果

	市町村及び関係一部事務組合	パブリックコメント
意見照会団体数	71団体(市町村54、組合17)	—
意見聴取・意見募集期間	令和7年12月5日(金) ~ 令和8年1月5日(月)	
意見提出数	2団体	3名
延べ意見数	5件	8件

3-1 市町村等からの意見に対する県の考え方

市町村・関係一部事務組合からの意見の内容と、意見に対する県の考え方は以下のとおり。

No.	ページ数	意見	県の考え方
1	11	県民一人1日当たりの、ごみの排出量が減少傾向、家庭系ごみ排出量について大きく減少とあるが、減少している原因を分析してもらいたい。	ごみの排出量等が減少傾向で推移している要因は、環境負荷低減効果の高い2R(リデュース、リユース)の推進など、市町村や県等による施策を踏まえ、家庭等での取組が進んだ効果と考えており、最終案11ページにその旨を記載しました。
2	45	一般廃棄物の「出口側の循環利用率」について、近年横ばいで推移していることから考えると、28%の目標達成は無理なのではないか。 目標値はより現実的な数値とするのが妥当と思われる。	最終案14ページ図3-1-8にお示ししているとおり、一般廃棄物の「出口側の循環利用率」は約22%とほぼ横ばいで推移していますが、全国平均の約20%を上回っている状況です。 本計画では、国の廃棄物の減量や適正処理等の基本方針で示された目標値28%で設定しています。 循環利用率の向上のため、新規の取組として、例えば、市町村等でのプラスチックの再資源化を促進するため、市町村等が分別収集体制を確立できるよう必要な支援の実施や市町村等とリサイクラーとのマッチングの場を設けるなど、一層働きかけていくこととしています。

3-1 市町村等からの意見に対する県の考え方

市町村・関係一部事務組合からの意見の内容と、意見に対する県の考え方は以下のとおり。

No.	ページ数	意見	県の考え方
3	51	施策を列挙するだけでなく、取り組む施策の優先順位を示してもらいたい。	最終案40ページ以降に「4 県が取り組むべき課題」として、廃棄物処理の現状や近年の社会動向を踏まえ、取り組むべき主要な課題を10個挙げています。 こうした課題を解決するため、52ページ以降の「6 展開する施策」に記載した全ての施策を実施してまいります。
4	51～	市町村は独自で基本計画を策定し、施策や具体的な取組を展開しているが、規模や財政上の問題から厳しい部分があるため、県として目標数値を達成するための具体的な施策をいくつか掲げていただきたい。 市町村の意見を反映させた実証実験等の取組があれば、リサイクル等の可能性の幅が広がると考える。	市町村の意見を反映させた実証的な取組としては、例えば、市町村等における分別収集体制の確立のため、最終案58ページ「市町村におけるプラスチック等の分別収集等の支援」の取組において、市町村等が抱える課題解決に向け、具体的な助言・提案を行う伴走支援を実施する予定です。 また、86ページ「リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理」の取組において、市町村等を通じて県民への分別排出の徹底を図るほか、家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制の構築を、市町村等とともに図ることとしています。
5	その他	前計画(第10次計画)で定めた各施策について、未実施の施策について理由を分析してもらいたい。	第10次計画で取り組むこととしている全86項目の取組のうち、実施した項目が84項目、未実施が2項目です。 未実施2項目は、大規模災害発生時の施策であり、計画期間中に実施の必要がなかったため、未実施となっています。

3-2 パブリックコメントの意見に対する県の考え方

県民等からの意見の内容と、意見に対する県の考え方は以下のとおり。
取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約している。

No.	ページ数	意見	県の考え方
1	全般	<p>第11次千葉県廃棄物処理計画は、産業廃棄物、一般廃棄物の処理に関する計画と食品ロスについての計画を合体させたものと理解している。</p> <p>一般市民にとっては、産業廃棄物に関する部分は自分たちの取るべき行動とはつながりが薄く、廃棄物処理計画全体が「他人事」に思えてしまうのではないかと危惧される。</p>	<p>県民、市町村や事業者など、取組の対象者が自分事として取り組んでいただけるよう、例えば、「6 展開する施策」において、県民等に知っていただきたい循環経済の考え方(最終案10ページ)や食品ロス削減の方法(最終案61ページ)などについて、図などを用いたコラムで分かりやすく紹介するなど、記載内容を工夫しています。</p>
2	全般	<p>目次の最後に「食品ロス削減推進計画」が載っているが、本文中に見当たらなかった。</p> <p>もっとわかりやすく表示してほしい。</p>	<p>千葉県食品ロス削減推進計画に該当する箇所が分かるよう、該当箇所に「*」を付け、分かりやすく表示しました。</p>
3	52~	<p>「(1)3R等の取組による循環経済への移行の推進」の中に、「自治体の一般廃棄物収集における分別回収の強化」を追加してほしい。</p> <p>素案15ページの表3-1-1にあるように、現在分別回収が行われているものについては、再商品化率が非常に高い。再資源化の取組促進は、分別回収にかかっている。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨を踏まえた取組として、「(1)3R等の取組による循環経済への移行の推進」において、最終案58ページ「市町村におけるプラスチック等の分別収集等の支援」を記載しており、プラスチックの分別収集体制を確立できるよう市町村等への必要な支援の実施や、紙類等の資源ごみの分別収集についても促進することとしています。</p> <p>また、分別回収の強化という観点では、「(3) 適正処理の推進」において、最終案86ページ「リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理」を記載しており、市町村等を通じて県民への分別排出の徹底を図るほか、家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制の構築を、市町村等とともに図ることとしています。</p>

3-2 パブリックコメントの意見に対する県の考え方

県民等からの意見の内容と、意見に対する県の考え方は以下のとおり。
取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約している。

No.	ページ数	意見	県の考え方
4	52～	<p>事業系の廃棄物は、工場やサービス業から出るものだけではなく、第一次産業である畜産業や漁業や農業などからも排出される。</p> <p>第一次産業から排出される廃棄物は、肥料化しなければならず、不法投棄になるため自然に捨てることができない。産業廃棄物処理業者に有料で引き取ってもらうか、無料に近い値段で別の産業に再利用してもらっている。</p> <p>畜産業では、糞尿を肥料や堆肥にしているが、余っている状況であり、有料で処理すると商品価格が上がり利益が出なくなる。漁業では、産業廃棄物として処理しているが、昔は金肥と言い、有望なリン肥料になる。林業の枝は焼くとカリウム資材になり、農業の残渣は焼くと灰になり優良な資材になるが、野焼きは禁止されているため自作することはできない。これらの廃棄物は、他の廃棄物と混ぜないで再利用すると有用な資材になる。</p> <p>よって、本計画では、第二次産業や第三次産業に偏らず、第一次産業の廃棄物まで再利用できるように取り組むべきである。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨を踏まえた取組として、「(2)廃棄物分野の脱炭素化の推進」において、最終案76～77ページ「バイオマス資源の活用の推進」及び「農業におけるバイオマス資源の活用の推進」を記載しており、家畜排せつ物や林地残材等の第一次産業で発生した廃棄物について、バイオマス利活用に関する普及啓発を行うとともに、エネルギーや土づくりへの利用を推進することとしています。</p>

3-2 パブリックコメントの意見に対する県の考え方

県民等からの意見の内容と、意見に対する県の考え方は以下のとおり。
取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約している。

No.	ページ数	意見	県の考え方
5	52～	<p>県民に循環経済を理解し共感を得る方法として、民間団体等が作成・公開し、身近な循環経済活動を紹介するリスト等への取組の掲載が有効と考える。これは、県民の参加・利用を促すばかりでなく、産業界の協業を促す効果がある。</p> <p>例えば、素案のコラムで紹介している取組をリスト等に掲載することも有効と考える。</p> <p>リスト等への掲載から、展示会等を通じた連携構築への流れを、第11次千葉県廃棄物処理計画の実行段階において、取り入れていただくことを提案する。</p> <p>また、上記を実現するための準備段階として、必要に応じて、素案のコラムにおいて、民間団体等が作成しているリスト等をご紹介いただければ、ありがたい。</p>	<p>コラムには、市町村等の先進的な取組や市町村と事業者等が連携して実施している取組等を掲載しております。</p> <p>民間団体等との連携につきましては、重要なものと考えており、いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	72ほか	<p>「6 展開する施策」のうち「環境学習、啓発」は、(1)3R・循環経済だけでなく、特に(2)脱炭素化の推進においても必要であるので、それぞれに明記すべきである。</p> <p>また、すべての施策において、各方面への「周知・啓発」が非常に重要である(市町村等に対しても)。</p> <p>これからの循環経済の推進や脱炭素化は、これまでの規制行政とは異なり、それぞれの主体への「働きかけ」=「周知・啓発」で成否が決まる。</p>	<p>「(1)3R等の取組による循環経済への移行の推進」のうち、最終案72ページ「循環経済の理解促進」の取組において、3R等の取組が循環経済への移行だけでなく、脱炭素化につながることも周知していくことを記載しています。</p> <p>なお、「(2)廃棄物分野の脱炭素化の推進」については、施設の整備、廃棄物由来原料等の利活用やAI等のデジタル技術の活用に関する取組を記載しています。</p> <p>また、いただいた御意見のとおり、他の取組においても、県民や市町村等への周知や普及啓発は重要であるため、取組内容に応じて、周知等を実施する旨、各取組で記載しています。</p>

3-2 パブリックコメントの意見に対する県の考え方

県民等からの意見の内容と、意見に対する県の考え方は以下のとおり。
取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約している。

No.	ページ数	意見	県の考え方
7	72	<p>循環経済を推進するためには、長丁場にわたり活動を拡大していく必要がありますが、民間団体では以下のような課題等があるため、千葉県には、それぞれの課題等に支援していただきたい。</p> <p>《無名性の克服》 民間団体の多くは県民や自治体、県内企業に知られていないため、県民等からの参加・協力を得るまでに多くの時間と労力を費やしている。 千葉県には、県民等からのスムーズな参加・協力を得られるよう、協働していただきたい。</p> <p>《人手不足の克服》 県民や自治体、県内企業は多くが人手不足で、民間団体の主旨に賛同しても、実際に参加・協力ができない状況が多々見受けられる。 千葉県には、県民等が行動に移せるよう、動機づけ・インセンティブを与えていただきたい。</p> <p>《ボランティアの克服》 民間団体が長期間にわたり活動範囲を拡大し、持続可能な取組を継続していくためには、メンバーを増やしたり、対価を支払う必要がある、と考える。 千葉県には、リスト作成等の循環型社会づくりに資する活動に対して助成金等を予算化するなど、協働いただきたい。</p> <p>《閉鎖性の克服》 企業では、守秘情報を開示できないのは当然として、循環経済に係る情報を開示することに消極的な企業が見受けられるが、これは、大きな成果を上げていないことから自信がない、恥ずかしい、という理由がある。 千葉県には、個社が大きな成果を上げることよりも、社会全体で小さな成功を、場合によっては小さな失敗を積み重ねることが重要で、そこに価値があることを訴求していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見の趣旨を踏まえた取組として、「(1)-7 環境学習等の推進」において、最終案72ページ「循環経済の理解促進」を記載しており、県ホームページやSNS、関係団体の開催する研修や講習会等を通じて、循環経済の理解促進に努めていくこととしています。</p>

3-2 パブリックコメントの意見に対する県の考え方

県民等からの意見の内容と、意見に対する県の考え方は以下のとおり。
取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約している。

No.	ページ数	意見	県の考え方
7	72	<p>《公共性の克服》 自治体では、民間団体が作成するリスト等への協力を呼びかけた際に、「地域内のすべての企業を紹介できるような取組でなければ、公共性がない」といった考えにより、特定の企業を紹介することを拒否される場合がある。 他方、未だ黎明期・初期段階にある循環経済においては、数少ない先駆者・トップランナーを育成することが先決である、と考える。 千葉県には、自治体を含め、現状を維持することが公共性ではなく、ありたい未来、あるべき未来に向けて、できる人・企業から挑戦していくことも、公共性の重要な側面であることを、ご指導いただきたい。</p>	(前ページの続き)
8	72	<p>個別に循環経済推進に取り組む民間団体に対し、各団体が保有する情報の共有や交流を行うことで、効率的、効果的に活動を継続できるよう、会議体を組織することを提案する。 また、集約した情報を関係者が利用しやすいよう、ポータルサイト等の構築を提案する。 循環経済推進においては、経産省CPs(サーキュラーパートナーズ)の進捗との擦り合わせも必要と思われる。 千葉県においては、定期あるいは不定期で、CPs事務局等にインタビューを実施することも有効と考える。</p>	<p>本県もCPsの趣旨に賛同し参画しています。 CPs会員や事務局等と情報交換等を行いながら、循環経済への移行に向けた取組を進めてまいります。</p>

4 第11次計画の構成

赤字は、第10次計画からの変更箇所



第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)最終案の概要(1/2)

将来ビジョン 「めぐる経済、まもる環境」～豊かな千葉を次の世代へ～

赤字は、第10次計画からの変更箇所

1 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

- ・出口側の循環利用率の伸び悩み、排出量の削減、不法投棄の防止等の課題に引き続き対応する必要がある。
- ・食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、人口減少に伴う担い手不足、処理施設のお朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題にも対応が必要である。

1.2 策定方針

- ・廃棄物処理の現状と課題及び第10次計画の施策の進捗状況等を踏まえつつ、千葉県総合計画や千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として、国の第五次循環型社会形成推進基本計画との整合を図る。

1.3 計画の位置付け及び計画期間

(1)計画の位置付け

- ・廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画で、県の廃棄物に関する施策の基本方針を示すもの。
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付ける。
- ・「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付ける。

国の方針・計画

- 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月改正)
- 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年3月策定)
- 第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月策定)



千葉県総合計画
千葉県環境基本計画

具体化

第11次千葉県廃棄物処理計画
(千葉県食品ロス削減推進計画)
(千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画)

協調
補完

市町村一般廃棄物
処理計画



千葉県バイオマス活用推進計画
千葉県海岸漂着物対策地域計画
千葉県災害廃棄物処理計画
千葉県PCB廃棄物処理計画 等

(2)計画期間

- ・令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画

1.4 計画の対象とする廃棄物

- ・一般廃棄物(特別管理一般廃棄物含む)と産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)

2 社会の動向

2.1 国外の動向

- (1)循環経済への国際的転換 (2)国際的な資源獲得競争 (3)食品廃棄物等の循環利用 (4)製品の有効利用や再生材の利用拡大 (5)気候変動問題

2.2 国内の動向

- (1)循環経済への移行 (2)人口減少・高齢化社会の進行と地域社会の変容 (3)食品ロスの削減 (4)安定的・効率的な施設整備及び運営 (5)災害廃棄物処理システムの強靱化 (6)廃棄物に関連する法制度の改正と新制度の動向

3 県の廃棄物処理の現状

3.1 一般廃棄物

(1)ごみの排出量

- ・ごみの排出量は、平成18年度以降減少傾向

(2)ごみの資源化等

- ・出口側の循環利用率は、近年伸び悩んでおり、横ばい
- ・プラスチック製容器包装の収集は、32市町村で実施

(3)最終処分量

- ・最終処分量は、平成28年度以降減少傾向

(4)食品ロス量

- ・食品ロス量は、減少傾向

(5)市町村におけるごみ処理費等の状況

- ・市町村がごみ処理に要した費用は、増加傾向
930億円(H30)⇒1,053億円(R5)
- ・ごみ処理の有料化は、37市町村で導入

(6)ごみの不法投棄等

- ・ごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見受けられる
廃家電不法投棄 3.1千台(H30)⇒2.3千台(R5)

(7)一般廃棄物処理施設等の整備状況

- ・ごみ焼却施設の87%が稼働してから15年以上経過
- ・最終処分場の残余年数は増加傾向
7.6年(H30)⇒8.8年(R5)

(8)災害廃棄物対策

- ・災害廃棄物処理計画は、全54市町村で策定
25市町村(R3.2)⇒全54市町村(R6.3)

(9)し尿処理

- ・し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向
77万kL(H30)⇒72万kL(R5)
- ・し尿処理施設の77%が稼働してから15年以上経過

3.2 産業廃棄物

(1)排出量

- ・排出量は、令和元年以降増加傾向

(2)処理・処分状況

- ・出口側の循環利用率は、近年横ばい
- ・最終処分量は、減少傾向

(3)適正処理の推進

- ・不法投棄量は減少傾向(H30は大規模投棄あり)
1,481t(H29)⇒64,500t(H30)⇒1,177t(R5)
- ・不法投棄の残存件数・量は、横ばい
4,019千t(H30)⇒4,027千t(R5)

(4)産業廃棄物処理施設の整備状況

- ・産業廃棄物最終処分場は、減少傾向
21施設(H30)⇒20施設(R5)
- ・最終処分場の残余年数は減少傾向
18.1年(H30)⇒17.6年(R5)

(5)バイオマスの活用の促進

- ・バイオマス資源の利用率は、増加傾向
78%(H30)⇒79%(R2)

(6)ヤードの状況

- ・自動車ヤード数は、近年横ばい
- ・金属スクラップヤード等の事業場数は、437件(R7.3)

3.3 第10次計画の目標の進捗状況

- ・最新の実績データである令和5年度実績と第10次計画の目標値を比較し、進捗状況を整理

区分	H30	R5	R7	目標達成 見込
	基準年度	実績値	目標年度	
一般廃棄物				
■排出量	206万t	194万t	183万t以下	△
■一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g	482g	440g以下	×
■出口側の循環利用率	22.4%	22.6%	30%以上	×
■最終処分量	14.3万t	10.7万t	12万t以下	○
産業廃棄物				
■排出量	1,752万t	1,875万t	1,690万t以下	×
■出口側の循環利用率	49.7%	48.5%	52%以上	×
■最終処分量	29.4万t	26.7万t	28万t以下	○

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)最終案の概要(2/2)

4 県が取り組むべき課題

重点的に取り組むべき課題

社会の動向や県の廃棄物処理の現状を踏まえ、県が取り組むべき主な課題を以下のとおり設定する。

- | | | |
|--------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| (1) 県民、事業者と連携した3R+Renewableの推進 | (5) 人口減少・高齢化社会への対応 | (8) ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化の推進 |
| (2) 食品ロスの削減の推進 | (6) 持続可能な適正処理の確保 | (9) 災害廃棄物処理体制の強化 |
| (3) プラスチック等資源の循環利用 | (7) 地球温暖化対策のための廃棄物エネルギーの活用推進 | (10) 不適正ヤードへの対策 |
| (4) 不法投棄の未然防止 | | PCB廃棄物の適正処理の推進 |

5 基本方針と計画目標

5.1 本計画の基本方針

〇みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のための循環経済への移行

千葉県環境基本計画で示す将来の姿「みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のため、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が廃棄物等に係る取組を進めるとともに、相互に連携し、更なる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進することで、地域と調和した循環経済への移行を進める。

〇多様化する新たな課題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。

特に、循環経済への移行に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、AI等のデジタル技術の活用といった業界横断的対応が必要になる課題に、柔軟に対応する。

〇県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。条例に基づく指導や立入りの実施などにより不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化する。

5.2 計画目標

- ・令和5年度を基準年度とし、令和12年度を目標年度とする数値目標を定める。
- ・目標値の設定は、令和7年2月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で示された目標値を基本とする。

目標項目	R5	R12	
	実績値	目標値	
一般廃棄物	排出量	194万t	178万t以下
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	482g	440g以下
	出口側循環利用率	22.6%	28%以上
	一人一日当たりごみ焼却量(新規)	644g	560g以下
	最終処分量	10.7万t	10万t以下
産業廃棄物	排出量	1,875万t	1,690万t以下
	出口側循環利用率(%)	48.5%	49%以上
	最終処分量	26.7万t	24万t以下

6 展開する施策

赤字は、第10次計画からの変更箇所

(1) 3R等の取組による循環経済への移行の推進

- 1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進
- 2 食品ロスの削減
- 3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進
- 4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進
- 5 循環資源等の利活用の促進
- 6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)
- 7 環境学習等の推進

(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進(新設)

- 1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進
- 2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進
- 3 人口減少等に対応するAI等のデジタル技術の効果的な活用

(3) 適正処理の推進

- 1 排出事業者における適正処理の促進
- 2 有害廃棄物の適正処理の推進
- 3 再生土の適正利用の推進
- 4 不適正なヤードの一掃
- 5 環境美化意識の向上と実践活動の推進
- 6 海岸漂着物の処理の推進
- 7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施
- 8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応
- 9 処理困難物や高齢化社会等への対応

(4) 適正処理体制の整備

- 1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理
- 2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)
- 3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理
- 4 県全体における適正処理体制の整備
- 5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 1 平時からの備えの強化
- 2 発災時の迅速な対応

7 計画の推進

7.1 各主体の役割

・県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県が連携・協働して積極的な取組を展開する。

7.2 進行管理

・PDCAサイクルに基づき、毎年度、廃棄物の排出量等の状況の把握のみならず、施策及び事業の成果について評価を行い、環境審議会廃棄物・リサイクル部会への報告、ホームページへの公表を実施する。

5 展開する施策における各取組

赤字は、第10次計画から変更・追加した取組

(1) 3R等の取組による循環経済への移行の推進

1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進 P52~

- ・プラスチックごみの削減
- ・分別排出の徹底
- ・九都県市の連携による普及啓発
- ・リユース関連情報の収集、提供及び発信
- ・**Renewable(再生可能な資源への代替)の推進**
- ・表彰の実施
- ・ごみ処理有料化の促進
- ・**市町村におけるプラスチック等の分別収集等の支援**
- ・市町村との意見交換会・研修会の実施
- ・**市町村や排出事業者と再資源化事業者等とのマッチング支援**

2 食品ロスの削減 P59~

- ・「ちば食品ロス削減エコスタイル」の推進
- ・教育・学習の振興、普及啓発等
- ・食品関連事業者等における取組の支援
- ・食品ロスの発生実態や取組状況の把握
- ・情報の収集及び提供
- ・未利用食品の有効活用や再生利用の推進

3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進 P65~

- ・事業系一般廃棄物の排出抑制の促進
- ・多量排出事業者による排出抑制等に関する指導の実施
- ・中小排出事業者に対する排出抑制・減量化に向けた普及啓発の実施
- ・排出事業者による適正な委託処理の確保

4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進 P66~

- ・県庁から排出される廃プラスチックの再資源化
- ・廃プラスチックのリサイクル技術等の情報提供
- ・リチウム蓄電池や太陽光パネル等の処理困難物の再資源化の推進
- ・市町村や排出事業者と再資源化事業者等とのマッチング支援(再掲)
- ・再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化

5 循環資源等の利活用の促進 P68~

- ・グリーン購入の推進
- ・溶融スラグの利用の促進
- ・建設副産物に係る再生利用等の促進
- ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進
- ・**再生プラスチックの積極的利用に向けた国への提案・要望**

6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導) P69~

- ・容器包装リサイクル法
- ・家電リサイクル法
- ・小型家電リサイクル法
- ・建設リサイクル法
- ・自動車リサイクル法
- ・食品リサイクル法

7 環境学習等の推進 P71~

- ・3Rの推進に関する多様な学習機会の提供
- ・**循環経済(サーキュラーエコノミー)の理解促進**

5 展開する施策における各取組

赤字は、第10次計画から変更・追加した取組

(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進

1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進 P73~

- ・ごみ処理における高効率な発電・熱回収施設の整備促進
- ・ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化
- ・再資源化・脱炭素化に資する産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続の迅速化・簡素化(再掲)

2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進 P76~

- ・バイオマス資源の活用の推進
- ・農業におけるバイオマス資源の活用の推進
- ・下水汚泥等の資源化利用の推進
- ・SAFの導入促進

3 人口減少等に対応するAI等のデジタル技術の効果的な活用 P78~

- ・廃棄物の収集運搬の効率化・省力化の促進
- ・AIを活用した廃棄物処理施設の自動運転による効率化・省力化の促進
- ・AIとロボット技術による廃棄物の自動高度選別の実用化促進

(3) 適正処理の推進

1 排出事業者における適正処理の促進 P80

- ・電子マニフェストの普及促進
- ・優良産廃処理業者認定制度の活用
- ・建設廃棄物の発生から処分までの一元的管理の推進

2 有害廃棄物の適正処理の推進 P81~

- ・PCB廃棄物の適正処理の推進
- ・アスベスト廃棄物の適正処理の推進
- ・感染性廃棄物等の適正処理の推進
- ・水銀廃棄物の適正処理の推進

3 再生土の適正利用の推進 P82

- ・再生土条例の適正な運用

4 不適正なヤードの一掃 P83

- ・自動車リサイクル法、自動車ヤード条例に基づく義務履行の指導・徹底
- ・金属スクラップヤード等規制条例に基づく義務履行の指導・徹底
- ・有害使用済機器の適正処理指導の実施

5 環境美化意識の向上と実践活動の推進 P83

- ・ごみの散乱等の防止対策の促進

6 海岸漂着物の処理の推進 P84

- ・海岸漂着物の回収・処理の推進
- ・海岸漂着物の発生抑制対策の推進

7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施 P84~

- ・不法投棄等の監視指導体制の整備
- ・不適正処理に対する指導の徹底等
- ・不法投棄等廃棄物の撤去指導等の徹底及び支障除去対策の実施

8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応 P85~

- ・指定廃棄物の処理の促進
- ・放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の促進

9 処理困難物や高齢化社会等への対応 P86~

- ・リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理
- ・太陽光パネルの適正処理
- ・高齢化社会への対応
- ・廃棄物処理事業継続計画策定の促進

